



「神奈川県がん克服条例」の制定に関して

岡本 直幸

神奈川県立がんセンター

ここ数年、わが国の「がん対策」は大きく進展しています。行政的には、2000年にミレニアム研究として開始されたメディカルフロンティア戦略事業において、二次医療圏に1つの「地域がん診療拠点病院」の指定制度が始まり、2004年からは「がん医療の均てん化」を中心課題に据えた「地域がん診療連携拠点病院」の認定制度へと伸展しています。2006年8月には、がん患者会やがん患者支援団体の後押しで「がん対策基本法」が議員立法として制定されています。しかしながら、「地域がん登録」の立場から見ると、「がん登録」に対する確固とした法的根拠が得られていない状況に変わりはありません。ただ、2004年4月から開始された第3次対がん10ヵ年総合戦略事業の第7分野で「がんの実態把握とがん情報の発信に関する研究」（主任研究者：祖父江友孝先生）が課題の1つとなったのは、国が院内がん登録・地域がん登録の必要性を認めている証と判断できると思います。

「がん対策基本法」は2007年4月より施行されています。この法に基づき、国は「がん対策推進基本計画」を策定し（2007年6月閣議決定）、都道府県は2007年度中に「がん対策基本計画」を策定することが求められています。この基本計画は5年ごとの見直しも求められています。2008年6月11日現在、新潟県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県が未策定で、2008年度中の策定を目指しています。（この最新情報は、国立がんセンターのホームページで確認が可能です。<http://ganjoho.ncc.go.jp/public/news/2007/20071119.html>）

地方公共団体においては、国の法的指示のもとでがん対策を計画していますが、独自の対策を立てている団体があります。島根県では2006年の9月に、「がん対策推進条例」を地方公共団体では初めて制定し、

賛助団体（2008年7月1日現在22団体 敬称略、順不同）

(財)日本対がん協会 (財)大阪対ガン協会

明治安田生命保険相互会社 第一生命保険相互会社
アメリカンファミリー生命保険会社
(財)大同生命厚生事業団 日本生命保険相互会社

三共株式会社 アストラゼネカ株式会社
富士レビオ株式会社 大鵬薬品工業株式会社
伏見製薬株式会社 堀井薬品工業株式会社
ワイズ株式会社 シェリング・プラウ株式会社
大塚製薬株式会社 株式会社ヤクルト本社
中外製薬株式会社（本社） 大日本住友製薬株式会社
ノバルティスファーマ株式会社
グラクソ・スミスクライン株式会社

サイニクス株式会社

同県の出雲市では市区町村では初めて2007年2月に「がん撲滅対策推進条例」を制定しています。次いで2007年3月に高知県、新潟県で「がん対策推進条例」、2007年12月には和歌山県岩出市で「がん対策推進条例」が制定されています。このように、地方公共団体が国の法律に呼応してがん対策に関する条例を制定し施行するということは力強いばかりですが、それぞれの条例を「がん登録」の立場から見ると、国の「がん対策基本法」の立場を超えていないことは明らかで、やや残念であります。このような状況の中、神奈川県では独特のがん対策活動を展開しているところです。

神奈川県では知事の肝いりで、国が「がん対策基本法」を制定する前の2006年3月に「がんへの挑戦・10ヵ年戦略—がんにならない・負けない 神奈川づくり—」を策定し、がん対策をいち早く推進してきています。重点施策は、①喫煙率の低下などたばこ対策

目次

神奈川県がん克服条例……………1	第30回・32回IACR案内…7
賛助団体紹介……………1	第17回総会研究会案内…9
改正統計法に関して……………2	人材育成について……………10
がんの統計情報の整備……………3	編集後記……………12
公表資料の活用……………5	関連学会一覧……………12
登録室便り（栃木）……………6	

の推進、②食生活改善や運動の促進などの生活習慣の改善、③乳がん検診の充実強化などがん検診の受診促進、④最先端の医療機器の導入など県立がんセンターの機能強化、⑤産学公共同によるがん臨床研究・情報発信拠点のしくみづくり、⑥地域がん診療（連携）拠点病院のネットワークづくり、⑦一人ひとりを尊重したターミナルケアの提供です。この10ヵ年戦略の実施のなかで、神奈川県議会議員の一部からより実りある対策を行うためには「県条例を策定すべき」という意見が出されましたが、県行政の対応は「条例までは必要ない」という姿勢であったことから、超党派の有志議員により2007年末に「神奈川県がん克服条例」案が提出され、2008年2月の定例県議会で成立という経緯で生まれました。この条例は11条から構成され、その内容は国の基本法や島根、高知、新潟の条例と殆ど同じですが、1点、神奈川県条例にのみ特徴的な条文があります。それは、第6条第2項において「県は、地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度）その他の必要な施策を講じるものとする。」という条文が加わっていることです。明確に「地域がん登録」を記述したことによる神奈川県地域がん登録の届出等の実務への効果は未だ観察されていません。しかし、県の地域がん登録の主管課では、この条例に基づいて届出の勧奨をより強固に働きかけることができ、精度向上を目指すことができると期待しているところです。今後、本条例の効果についての検証を行いたいと思っています。

神奈川県のがん対策の情報提供として、もう1点述べさせて下さい。それは「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定に向けた動きです。この条例も知事の肝いりで進められており、2008年度末には成立させる予定です。条例の内容については検討委員会が組織され（委員長：津金昌一郎先生）、2007年11月に第1回の委員会が開催され、2008年6月までに5回開かれています。検討会で常に議論されているのは「公共的施設を何処までとするか」です。原案で

は職場、家庭を除いた場所で、公的施設、病院、学校、娯楽施設、飲食店等としています。委員の意見では、「職場は公共の場とすべき」という積極的な立場と「小規模の飲食店は客が減る」という消極的立場があるようです。数回の検討会でも意見が折り合わず、平行線のまま回が重ねられているようです。折角の条例が、形式的な条例に止まらないように働きかけをしたと思っています。委員会では、条例のタイトルについても「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（案）」に変更してはどうかという意見も出ているところです。いずれにしても、がん対策における禁煙や受動喫煙の防止は重要な施策であることから、今後の展開を注視して行かねばならないと思っております。

このような神奈川県のがん対策の動きが「がん罹患、死亡の激減」に寄与し、地方公共団体の活動における1つのモデルになればと期待する次第です。

改正統計法と地域がん登録

辻 一郎

東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野
平成19年5月23日に、改正統計法が告示された。60年ぶりの完全改正であり、これにより政府統計のあり方が大きく変わる。告示の際に総務省政策統括官（統計基準担当）が発行した周知用パンフレット「統計法が変わります」の表紙には「行政のための統計」から「社会基盤としての統計」へという見出しに続いて、「公的機関が作成する統計が、より体系的・効率的に整備され、国民・事業者の方々にもより使いやすいものとなるよう、統計法が全面的に改正されます」と書かれている。そして新しい統計法の四本柱として、(1) 公的統計の体系的・計画的整備の推進、(2) 統計データの有効利用の促進、(3) 統計調査の対象者の秘密保護の強化、(4) 統計整備の「司令塔」機能の強化、が打ち出されている。

そして「司令塔」機能を果たす機関として、統計委員会が内閣府に設置された。統計委員会は、学界10